

証紙を返還できない旨の理由書（後援団体）

令和 ○年 ○月 ○日

高島市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 高島太郎後援会

代表者の氏名 高島 次郎

主たる事務所
の所在地 高島市新旭町北畑565番地

(電話 0740-25-8000)

公職選挙法施行令第110条の5第4項および高島市公職選挙執行規程第8条第2項の規定により交付を受けた立札および看板の類に貼付する証紙について、使用しなくなった時は、同規程第9条の規定により返還するべきところであるが、同証紙は当該立札（看板）から取り外すことが不可能であるため、返還できないことを届け出ます。

記

1 立札（看板）の証紙番号等

事務所の所在地・方書	立札および看板の類の枚数	証紙番号
<u>高島市マキノ町沢○○番地</u> <u>○○ ○○ 宅</u>	<u>1</u>	<u>第○○号 - ○</u>